平成25年第2回定例会会議録(第6号)

平成25年6月21日

〇出席議員(25名)

 \equiv 1番 森 大 輔 君 2番 重 忠 昭 君 手 束 貴 上 泰 生 3番 裕 君 4番 野 君 5番 森 Щ 義 治 君 6番 穴 井 宏 君 7番 荒 加 藤 信 康 君 8番 金 卓 雄 君 9番 松 章 \equiv 10番 隆 生 Π 君 市 原 君 11番 玉 実 久 夫 君 12番 猿 渡 久 子 君 13番 吉 冨 英三郎 君 14番 黒 木 愛一郎 君 15番 平 野 文 活 君 16番 松 Π 峰 生 君 17番 野 哲 男 君 18番 堀 本 博 行 君 19番 Ш 本 成 君 20番 永 井 正 君 21番 三ヶ尻 友 22番 正 君 江 藤 勝 彦 君 23番 河 野 数 則. 君 24番 泉 武 弘 君 25番 首 藤 正 君

○欠席議員(な し)

○説明のための出席者

市 長 浜 田 博 君 副 市 長 友 永 哲 男 君 岡 副 市 長 阿 南 俊 晴 君 教 育 長 寺 悌 君 之 水道企業管理者 永 井 正 君 総 務 部 長 釜 堀 秀 樹 君 画 部長 大 野 光 章 君 建 設 部 長 糸 永 好 弘 君 ONSENツーリズム部長 亀 井 京 子 君 生活環境部長 浜 善 友 君 福祉保健部長 慶 典 君 消 防 長 渡 邉 正 信 君 伊 藤 兼福祉事務所長 教育 次 長 豊 永 健 司 君 政策推進課長 尾 隆 君 稲 工課 間 章 君 商 長 挾

○議会事務局出席者

局 長 檜 垣 伸 晶 参事兼庶務係長 宮 森 久 住

次長兼議事係長 浜崎憲幸 次長兼調査係長 河 野 伸 久 吉田悠子 主 幹 主 査 溝 部 進 一 主 任 甲 斐 健太郎 任 波多野 博 主 主 池上明子 主 事 穴 井 寛 子 仟 谏 者 桐生正子 記

○議事日程表(第6号)

平成25年6月21日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第56号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 - 議第57号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 報告第 2号 平成24年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
 - 報告第 3号 平成24年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計 算書 の提出について
 - 報告第 4号 平成24年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出につい
 - 報告第 5号 一般財団法人別府市綜合振興センターの経営状況説明書類の提出について
 - 報告第 6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説

明書類の提出について

報告第 7号 市長専決処分について

- 第 4 議員提出議案第 2号 ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書
 - 議員提出議案第 3号 地方自治体の主体性の保障を求める意見書
 - 議員提出議案第 4号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める 意見書
 - 議員提出議案第 5号 70歳から74歳の医療費1割負担の継続を求める意 見書
- 第 5 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出について
- 第 6 議員派遣の件

〇本日の会議に付した事件

日程第1~日程第6 (議事日程に同じ)

午前9時59分 開会

○議長(吉冨英三郎君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、 各委員長から順次報告を願います。

(観光建設水道委員会副委員長・森山義治君登壇)

〇観光建設水道委員会副委員長(森山義治君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から 御報告を申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る6月12日の本会議において付託を受けました議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分、及び議第48号和解及び損害賠償の額の決定について、6月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、当局から、築 55 年を経過した不老泉を建てかえるに当たり、現在の施設を解体するための工事費を計上する旨及び施設の建てかえ後には不老泉用地の一部を別府商工会議所に貸し付ける予定である旨の説明がなされました。

委員からは、施設の建てかえは、住民の要望に十分配慮して行うべきであるとの要望がなされました。

また、不老泉施設の解体から新施設建設までにかかる期間についての質疑に対し、当局から、解体工事から新施設ができ上がるまでには、約1年かかる見込みである旨の答弁がなされました。

次に、道路河川課関係部分では、県の地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金を活用して、津波発生の際の避難路整備を行うこととし、亀川中央町5番避難路外2件の避難路整備に伴う工事費及び測量設計委託料を計上する旨の説明がなされました。

最終的に、議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分については、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議第48号和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

当局から、道路瑕疵事故の詳細及び和解に至るまでの経緯について説明がなされました。 また、委員からの、市道の危険箇所の調査を自治会に協力していただいて行うべきでは ないかとの意見に対し、当局から、地元の方々に協力を求めた上で、全庁体制で事故防止 に努めていきたいとの答弁がなされました。

最終的に、議第 48 号については、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決した 次第でございます。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・松川章三君登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(松川章三君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から 御報告いたします。

去る6月12日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外2件について、6月18日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分についてであります。

社会福祉課関係部分では、当局より、平成25年8月に行われる生活保護基準の見直しに伴い、国からの全額補助によりシステム改修を行うとの説明がありました。

委員より、基準見直しの内容について質疑があり、当局より、年齢、世帯人員、地域差による影響や物価動向を勘案した基準額の調整、また、必要な激変緩和措置の実施等であるとの説明を受け、これを了といたしました。

次に、スポーツ健康課関係部分についてでありますが、当局より、教育研究指導に要する経費について、大分県教育委員会の「大分っ子体力向上推進事業」により、南立石小学校が体育専科教員活用推進本務校として指定され、体育専科教員を配置、訪問校に指定された別府中央小学校を含め、体育授業や体育的活動にかかわり、体力向上を図る、さらに他の学校の教員等への研修や、公開授業の実施、実践資料の提供等を行う、中学校については、体力向上推進校として指定された中部中学校に体育推進教員を配置し、小学校と同様に体力の向上を推進していくとの説明がありました。

また、体育施設整備に要する経費では、市営温水プールのボイラー及び総合体育館アリーナの音響設備の故障に伴う改修費を計上した旨の説明がありました。

委員より、体育施設等について、改修が必要と思われる箇所については、しっかりと対策を行うよう要望がなされ、これに対し当局より、安全に安心して利用できるよう改修計画を立て、きめ細かに対応していきたいとの答弁がなされ、これを了とした次第であります。

そのほか、児童家庭課関係部分では、子ども・子育て支援事業計画の作成のための経費を計上、高齢者福祉課関係部分では、複合型サービス事業所の新規開設に伴う補助金を計上、及び県補助金の受け入れ、教育総務課関係部分では、小中学校における理科教育設備の備品購入の経費を計上、及び国庫補助金の受け入れといった詳細な説明がそれぞれなされ、これを適切妥当と認め、最終的に議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして議第46号別府市子ども・子育て会議条例の制定についてでありますが、子ども・子育て支援事業計画作成のための別府市子ども・子育て会議の設置は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により条例化が義務づけられているため、制定しようとするものであるとの当局説明がありました。

委員より、会議の委員の構成や計画作成に向けて行われるニーズ調査の対象者の選定方法等について質疑がなされ、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

最後に、議第49号市長専決処分についてでありますが、当局より、平成24年度一般会計予算で補正計上を行った、小中学校の理科教育設備備品の購入に要する経費について、国の予算措置が平成24年度から平成25年度へ変更されたことに伴い、減額補正及び繰越明許費の廃止を行ったとの説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会副委員長・堀本博行君登壇)

〇総務企画消防委員会副委員長(堀本博行君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から 御報告をさせていただきます。

総務企画消防委員会は、去る6月12日の本会議において付託を受けました議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外7件について、6月18日に委員

会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告を申し上げます。

初めに、補正予算議案についてでございますが、まず消防本部関係でございますが、国の消防防災施設整備費補助金を活用し、順次整備している 40 トンの耐震性貯水槽 4 基を新たに整備していくとの説明がありました。

これに対し委員から、飲料水として活用できないかなど質疑がありましたが、当局からは、この耐震性貯水槽は消火用水として活用するもので、飲料水としては考えていないとの説明がありました。

また、委員から、鉄輪地区などは消防車両が入りにくい狭隘道路が多い、農業用水や余り湯を消火用水として活用することを関係部署と検討してほしいとの意見がありました。

次に、財産活用課関係部分でありますが、旧「養護老人ホーム扇山」跡地の売却について、2度の一般競争入札等を経て、最終的に6,938万円で随意契約により売却したこと、また、今後の売却用地の利用等についての説明を受けました。

続きまして、危機管理課関係部分でありますが、大分県の地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金を活用し、災害時、救援・支援を受けるまでの間、避難所での避難生活を維持するために必要な非常用資機材の充実を図りたいとの説明を受けたところであります。

委員から、備蓄食品について、留学生などは宗教上の理由で食することのできないもの もある。これについて十分検討してほしいとの要望がありました。

そのほか、当委員会補正予算関係部分については、当局の説明を了とし、議第 45 号関係部分について採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたした 次第であります。

次に、議第47号動産の取得についてでありますが、現有車両の老朽化に伴い、消火活動を迅速、安全かつ的確に行うため、車両更新計画に基づき、消防ポンプ自動車を買い入れようとするものとの説明を了とし、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に議第50号から議第55号までの市長専決処分については、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、関係各課より報告を受けたところであります。

まず、議第50号国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳入で、国の負担である療養給付費等負担金の交付額などが減額されたこと。また、歳出で、保険給付費が昨年11月から想定を超える急激な伸びに転じたこと等により、平成24年度決算見込みにおいて、歳入に不足が生じることとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成25年度の予算から1億8,000万円を繰上充用することにより、平成24年度の歳入不足を補?するものとの説明があったところでございます。

委員からは、保険給付費について、どのような疾病が増加の原因になったのか、また、他市町村と比べてどうなのかなど調査や分析などができていない。また、医療費の抑制については、健康づくりに関する事業は欠かせないと考えるが、本市ではその事業や予算が不十分である。関係各課を招集し徹底的に検討を行い、予算を増額して事業の推進を行うべきとの意見がありました。

これに対して当局から、健康づくり事業については、健康づくり推進課、高齢者福祉課、 スポーツ健康課など各課がそれぞれ行っているのが現状である。今後は、統一的な考えを 持って取り組むよう調整をしていきたいとの答弁を了としたところであります。

そのほか5件の市長専決処分についても、それぞれ当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全て承認すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案8件に対する審査の経過と結果についての御

報告といたします。

議員各位の御賛同を、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告及び討論の通告はありませんので、これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第45号平成25年度別府市一般会計補正予算(第1号)から、 議第48号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、以上4件に対する各委員長の報告 は、いずれも原案可決であります。以上4件については、各委員長報告のとおり決するこ とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上4件は、各委員長報告のと おり可決されました。

次に、議第49号市長専決処分についてから、議第55号市長専決処分についてまで、以上7件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上7件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上7件は、各委員長報告のと おり承認されました。

次に、日程第2により、議第56号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第57号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

〇市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第56号及び議第57号は、本市教育委員会委員として、明石 光伸氏及び小野和枝氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、 討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 56 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第 56 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、上程中の議第57号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議第 57 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第3により、報告第2号平成24年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第7号市長専決処分についてまで、以上6件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長(友永哲男君) 御報告いたします。

報告第2号は、平成24年度別府市一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)において、 繰越明許費として議決をいただきました障害者福祉関係補助金外14事業について、報告 第3号は、平成24年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)において、繰 越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、それぞれ繰越額が確定し、 繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会 に報告するものであります。

報告第4号は、平成24年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出についてであります。地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき、朝見浄水場既存施設更新事業外2事業について、これらの事業に係る予算を平成25年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号及び報告第6号は、本市が出資いたしております法人につきまして、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

報告第5号は、一般財団法人別府市綜合振興センターの平成24年度事業収支報告書及び平成25年度事業収支計画書の提出であります。

平成24年度は、温泉給湯など収益事業の5事業のほか、体育施設の指定管理などの非収益事業の6事業を実施いたしました。指定管理者事業では、温泉施設事業が順調、特に海浜砂湯は、利用者の増加により計画費30%の増収となり、事業全体においても計画比3.2%の増収となりました。その結果、当期純損益は404万7,000円の損失となり、当初の計画より474万5,000円の改善となりました。

平成25年度は、平成25年4月1日から財団法人を改め、一般財団法人として独自事業、 指定管理者事業等で計11事業で実施をしますとの報告でございます。

報告第6号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成24年度事業報告書及び平成25年度事業計画書の提出であります。

平成24年度は、幅広い年齢層で利用できるよう新規事業を展開する一方、経営の健全化、会員拡充を大きな目標として積極的に取り組み、平成25年3月末現在の事業所数は882社、会員数3,001名となり、111名の会員の増となっています。

平成25年度については、生活安定に係る事業、健康の維持増進に係る事業及び余暇活動に係る事業を計画に盛り込んでいます。

また、平成25年4月1日をもって一般財団法人に移行しましたとの報告でございます。報告第7号は、市道上の事故外1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、6件について御報告を申し上げます。

- ○議長(吉冨英三郎君) 以上で、当局の説明は終わりました。 これより、質疑を行います。
- ○24番(泉 武弘君) 大分県東部勤労者福祉サービスセンターと別府市綜合振興センター について、若干の基本的なことをお伺いします。

別府市綜合振興センター、今、副市長がいみじくも指摘されましたが、海浜砂湯の件についてお尋ねします。

市長、副市長は、海浜砂湯の現状の問題点というのをどのように理解しているのか。そして、いつごろ海浜砂湯の現場に行かれたことがあるのか。それぞれ答弁してください。

〇副市長(友永哲男君) お答えをいたします。

海浜砂湯については、大変今、お客さんが多いということで認識をいたしております。 私が行ったのは、ここ1年は行っていませんが、去年、おととしは行っております。

○市長(浜田 博君) 海浜砂湯については、本当に大変な人気、にぎわいを示していただいているというふうに把握しております。

私は数カ月……、ちょっと覚えませんが、数回にわたって視察をしております。

- ○24番(泉 武弘君) お二人にお伺いしますが、現状の施設のあり方、また施設改修の必要性については、どのような見解を持っていますか。答弁してください。
- 〇副市長(友永哲男君) お答えをいたします。

駐車場についても少し狭いという感覚を持っておりますし、大変お客さんが多いということをすごく認識しておりますので、私どもといたしましても、別府市綜合振興センターのほうでどういうことができるのかというのは、御意見をいただきたいというふうに思っております。

〇市長(浜田 博君) お答えいたします。

私も、今の施設の状況は、非常に不十分であるという認識をいたしておりますので、何とかおもてなしができるような改修を心がけたいという思いでいっぱいでございます。

○24番(泉 武弘君) 今、市長あなたが言われた、この現状は不十分であるという認識、 実は私も共有しているのです。今、あの海浜砂湯がなぜこれだけの皆さんが利用するか。 これは、サービスがいいのです。中に資格を持っておられている方で、外国語まで研修、 話せる方、そしてまた、それに続く方が出ているのです。大変サービスという面では、僕 は特筆すべきものがあるという認識を持っています。

それに引きかえ、現有の砂湯の背後部分、国道 10 号線までの間の駐車場、もう本当に 惨たんたるありさまです。見てください、松の木は手入れもない、キョウチクトウの手入 れもない、車が入れば砂ぼこり。あなたたちは、この現状、このままでいいと思いますか。 これは、早急に施設を持っている別府市が改善しなければいけない課題だと僕は思います と同時に、早急に調査をして9月議会に予算提案をするぐらいの気持ちがなければいけな いと思うのです。

僕は、僕だけではない、山本議員もそうですが、あの海岸線を歩くのです。そのときに、波打ち際に漂着する漂流物で、この海浜砂湯を利用する方がごみを見ながらという状況がよくあるのです。やっぱりここらの改善点も行政として今の歩道位置がいいのかどうか。歩道位置をさらに国道 10 号線側に動かせないのか。ごみが漂着したときにどういう対応をとるべきか。こういうやっぱり具体策を考えるべき時期に来ているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。今の9月議会の予算上程を、あわせて答弁してください。

〇政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

指定管理施設につきましては、先日の一般質問でもお答えいたしましたけれども、改善すべき点、改修すべき点があれば、指定管理者のほうから施設所管課のほうに報告が上がり、実態調査の上、市において必要な部分があれば、それについて検討の上、予算措置等について協議があるものと考えております。

- ○24番(泉 武弘君) ということは、指定管理者から上がらなければしないということで すか。
- ○企画部長(大野光章君) 今、御質問のありました、9月に上げるかどうかというのは、

今後また検討いたしますが、これまでも順次、まずテント、日よけのテント、これが傷んでおりましたので、そういった分でいろんな改善点、こちらのほうも伺っております。順次その辺はやっておりますし、また歩道の部分については、通行客から中が見えるので、利用者にとって非常に都合が悪い。この点も歩道を変えることがいいのか、またつい立てのようなものを仮に立てますと、今度は海が見えなくなる。いろんな問題点がありますので、その辺は十分どういった方法が最良か検討をさせていただきたいと思います。

それから、今後、また台風のシーズンでありますので、流れ着く漂流物、それからごみ等については、順次市のほうでも対応して片づけさせていただいたり、また砂湯のほうに被害が出たときには、早急に砂の入れかえ等、対応を考えております。

それから、先ほど市長等から言いました駐車場の件、これについては雨天の後等、当然 クラッシャーランということで一応石、砕石、これを入れておるのですけれども、やはり 水たまりができて非常に乗りおりに不便がある。それから松のやにが落ちるとかいう部分 がありますので、そういった点は、現状の運営の中で当然対応できる部分もあると思いま すので、予算化も含めてしっかり検討させていただきたいと思います。

○24番(泉 武弘君) 市長、今私が指摘した問題、やはりあなた自身が現場を見られて、これだけの利用客の期待に応えるような施設なのかどうか。特に私が指摘しているのは、海浜砂湯ですから、海を見る眺望というのは大変すばらしいのです。ところが、今、部長が答弁したように、自分らが海浜砂湯を利用している前を歩行者が通るという問題点があるのです。ここらの問題。それから、裏側の駐車場、特に樹木の管理状況、これはもう劣悪です。早急に整備をしてほしい、このことを強く求めておきたいと思います。

そこで、基本的なことをお伺いします。平成24年4月1日から平成29年3月31日まで、14施設のスポーツ施設を別府市綜合振興センターに7億5,000万円で、価格の競争もさせない、企画の競争もさせない任意指定をしました。もうこれ自体が異常だとして、私は反対討論まで実はしたのです。この14事業について指定管理者から示されています事業の検証、事業が本当に実施されているのかどうかという検証は、どういう形で今までやってきているのかを簡単に説明してください。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

指定管理施設のモニタリングにつきましては、指針を策定しております。これに基づきまして、施設所管課のほうが施設の指定管理者に対して報告を求め、それについて検証を行っているという状況でございます。

○24番(泉 武弘君) 市長、今、公園だとか体育施設等の指定管理、または民間委託をやっていますけれども、公園緑地課の課長に私は電話しましたけれども、地獄地帯公園、僕はあそこを実は歩くのです。そしてトイレ、たまたま利用することがあって行きましたら、水をまくだけなのです、水をまくだけ。これは、ここだけにとどまらないと思います。水だけまいているというところが大半多いのではないかと僕は思うのです。やはり指定管理または委託ということを実施するのであれば、その後の委託状況がどうかというモニタリングというのが最も大事になると思うのです。ここらを内部で、今、政策推進課の課長が言われたように報告を求めて、報告どおり実施しているのかどうかという検証も私は必要だと思います。この点は特にお願いしておきます。

そこで、14 施設の問題についてお伺いします。年次別正規職員の退職者数は、これまでの議会で議論しました。平成 25 年末で正規の職員数が何名残るのか。その残る人員で事業計画を提出している正規職員充当数に対応できるのかどうか、答弁してください。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

平成25年度の正規職員は、13名でございます。今年度末には3名の定年退職が予定されておりますので、今年度末には10名という形になろうかと思います。

今御質問があったとおり、体育施設の指定管理業務の任意指定が終了する平成28年度末におきましては、正規職員が6名になる予定となっております。それまでの間につきましては、契約社員等非常勤職員を活用して、あるいは再任用等によって施設管理業務を行っていくものと理解しております。

- ○24番(泉 武弘君) 事業計画では、当初から正規職員を充当した人件費計上になっているのです。この差額については、どういうふうに調整していくつもりですか。答弁してください。
- ○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

指定管理施設につきましては、平成25年度の前年度、平成24年度に比べて約600万円の減額をしております。今回の見直しにおきましては、指定管理業務の実際の人員配置を前提にしたものではなく、施設の管理業務に必要な時間数、あるいは人員をベースに人件費、それから光熱水費等の変動コスト、それから指定管理料の利用料金の収入、これらを総合的に考慮して算定したものでありますので、今後、毎年正規職員の配置や退職者数等の状況が変化するごとに指定管理を見直していくということは、想定しておりません。

○24番(泉 武弘君) ということは、正規職員見積もりで予算計上したものは、そのままずっと行きますよということの答弁だろうと思うのです。そこまで別府市綜合振興センターをなぜ厚遇するのか。民間から見ますと、価格競争、企画競争で受注するというのが、これが本来の趣旨なのです。それを、なぜ別府市綜合振興センターだけを優遇するのか。加藤議員が、別府市綜合振興センターの今後について議論しました。私も、本当に加藤

加藤議員が、別府市綜合振興センターの今後について議論しました。私も、本当に加藤 議員が考えているような問題点があるなということを、実は本当に注意深く拝聴いたしま した。

そこで、一番今不安に思っているのは、別府市綜合振興センターの職員だろうと思うのです。これはもう紛れもない事実だろうと思うのです。

市長、お尋ねします。あなたの基本的な考えとして、別府市綜合振興センターは今後、 別府市との関係をどうしていくつもりですか。あなたの考えを聞かせてください。

○市長(浜田 博君) お答えいたします。

この 100%出資の別府市綜合振興センターの経緯、歴史については、もう御案内のとおりでございまして、今、この別府市綜合振興センターのあり方、これについてしっかりと内部協議をしております。そのことについて将来的には廃止なのか、またこれを縮小していくのか、こういったことも含めて真剣に議論をしておりますので、ただ、現時点で臨時職員を含めて 90 名近い皆さんに本当に頑張っていただいているという状況があります。そういった雇用の問題も含めてしっかりと考えていかなくてはいけない。職員が不安にならないように、そしてサービスがしっかりと向上できるように、この点について検討を真剣にやっていきたい、このように思っております。

- ○24番(泉 武弘君) あなたが市長になられた平成15年から、別府市綜合振興センターの行政に対する補完機能は、ほかの部門、民間でも十分充足できるのですよという議論をしました。あれから10年。今、真剣に内部で協議しています。いつまでに結論を出すのですか。これは、別府市だけではできない話なのです。そこに働いている方がいるのです。ただ先送りしていくということは、なお不安を増幅するというふうに考えませんか。市長の胸の内としては、いつごろまでに結論を出したいというお考えですか。答弁してください。
- ○企画部長(大野光章君) 今後の別府市綜合振興センターのあり方についてですけれども、まず今年度については、すでに事業計画書を先ほど提出させていただいております。さらに次年度以降につきましては、まず温泉施設の公募分、これについての時期が、期限がまいります。これについて今まで組織としまして数々の改善を行っておりますが、民間に当

然今後対抗できる基礎ができているかどうか、その分について今年度中には次年度以降に向けての公募施設、こちらのほうに公募をまずさせたいと思っております。その段階で市民の判断といいますか、要は公募に耐えられる、改善がなされているかどうかというのも結果として形であらわれてくると思います。その状況を見る中で、またどうするかという判断が出てこようかと思います。

なお、別府市綜合振興センターの正規職員の扱いにつきましては、平成 21 年の所管事 務調査の中で議会から指摘を受けているとおり、不補充で当面行きたいと考えております。

- ○24番(泉 武弘君) 市長は、どうですか。
- ○市長(浜田 博君) 今、基本的には企画部長が答弁したとおりでございますが、私も時期をはっきりと表明していませんが、指示を出しているのは、とにかく私の今期の任期中には方向性をしっかりやっぱり出してほしいという思いで、今、内部で真剣に検討しております。できるだけ早い時期にという思いでございます。
- ○24番(泉 武弘君) 今期中ということは、残り9カ月が今年度です、それで、あと残りが1年。1年9カ月の間に方向が出るというふうに、私は今理解しました。もし、その理解の仕方が間違っていれば、後ほど訂正してください。

もう1つの大分県東部勤労者福祉サービスセンターは、こうなっています。事業費1,630万円、この中の公費負担850万円を福祉サービスセンターに加入しているところの人口比で割りますと、別府市負担分が500万円ということになっています。「福利厚生」という名のもとに旅行、レストランでの食事、福岡のヤフードーム、トリニータ、こういういわゆる別府市の職員厚生会と非常に類似した事業を行っています。本当にこれが福利厚生という、500万円以上別府市が負担している事業としてふさわしいのかどうか。国は、平成22年で補助金を廃止しました。ところが、別府市と関係市町村では負担金が続いていますが、抜本的に福利厚生事業の目的に沿ったように見直すべきではないかという思いを持っていますが、答弁をしてください。

- ○商工課長(挾間 章君) お答えいたします。
 - 現在、福利厚生ということで、今、議員さんが指摘されました余暇活動の部分でかなりの利用者がいるということで、福利厚生の趣旨であります部分につきましては、事業の内容も含めまして提議してまいりたいと考えております。
- ○24番(泉 武弘君) 市長、障がい者団体など、俗に社会的弱者と言われる団体、ここらに対する補助金というのは微々たるものなのです。本当に微々たるものなのです。ところが、このサービスセンターには500万円以上の補助金が交付されている。やはり補助の公平性の問題、補助効果の問題、補助目的の問題、ここらに沿ってやはり抜本的に見直すべき時期に来ている。あなたが理事長ですから、このことを強く求めておきます。
- 〇議長(吉冨英三郎君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。 ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第2号ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書から、議員提出議案第5号70歳から74歳の医療費1割負担の継続を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(4番・野上泰生君登壇)

○4番(野上泰生君) 議員提出議案第2号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東 日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や 建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方公共団体は、可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、今国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末等までに所管行政庁に報告することが義務づけられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

地方公共団体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るため、耐震診断等に対する財政支援を行っているところであるが、耐震化の一層の向上を図るためには、その財源確保が不可欠である。

また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、 広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解の促進を図ることが重要である。

よって、国は、温泉所在都市に現存するホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図るとともに、当該法の施行に当たっては、地方公共団体や当該建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、必要な財政支援措置が確立されるまでは施行期限を延長すること及び耐震診断結果の公表を猶予するなど、特段の配慮がなされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

観光庁長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、 討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(7番・加藤信康君登壇)

○7番(加藤信康君) 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方自治体の主体性の保障を求める意見書

政府は、平成25年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に充てる方針を打ち出した。地方交付税は、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保証する見地から、国税として国がかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方にかわって徴収する地方税である」と、平成17年2月25日の衆議院本会議において、当時の小泉純一郎内閣総理大臣が答弁されている。そして、地方交付税法では、「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその使途を制限してはならない」と定められている。

今回の地方交付税の減額については、財源が足りないという理由ではなく、地方公務員も国家公務員と同様に賃金を7.8%削減すべきとの考え方に基づき提案され、しかも防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定して計上するとしている。賃金の削減を行わなければ、予算が減じられるだけであり、これは地方交付税法に照らしても問題視すべき行為で、地方自治の本旨を揺るがす大きな問題と考える。

地方自治体は、財政健全のために 10 年以上も前から独自の賃金カットを行いながら、財政健全化に努力をしてきた。県内市町村では人件費は平成 21 年度段階で平成 16 年度と比べて約 140 億円(マイナス 11.8%)となっており、さらに行財政改革を計画的に進め、平成 17 年度から平成 22 年度の間に地方公務員の定数削減目標(国の要請マイナス 5.7%)を大幅に上回る 10.8%の定数削減も実施してきた。これらの努力は、厳しい財政の中でも主体的に地方自治を全うするために行われてきたのである。

今回、国は、国民の同意を得やすい職員賃金の削減を求めているが、このことは、今後 地方自治体の裁量に影響を及ぼす状況ともなりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、これらのことを踏まえ、地方交付税の使途については、地方自治の本旨を尊重し、地方自治体の自由裁量に委ねることにより地方自治体の主体性を保障するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、 討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉冨英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。 次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2番・三重忠昭君登壇)

○2番(三重忠昭君) 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は、子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかし、その一方で不登校、いじめなど、子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容も増加しています。これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが、全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。教育は未来への先行投資であり、子どもの学びを切れ目なく支援し、人材育成とその創出から 雇用や就業の拡大につなげていかなければなりません。

先般、政府の教育目標となる第2期教育振興基本計画に向けた文部科学省の中央教育審議会がまとめる答申案においても、諸外国より少ないとされる教育への公財政支出を、OECD諸国並みに目指すと明記されました。

そのことも踏まえて、教育予算拡充のために、以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費 国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣 総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉冨英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、 討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉冨英三郎君) 起立多数であります。よって、本件は、可決されました。 次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12番・猿渡久子君登壇)

○12番(猿渡久子君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

70歳から74歳の医療費1割負担の継続を求める意見書

70歳から74歳の医療費の自己負担は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、2008年度以降2割負担となったが、高齢者の強い反発を受けて凍結され、1割負担を継続してきた。

政府は、自己負担を1割に抑えている特例措置の廃止について、2014年度以降へ先送りする方針を決めた。しかし、一方で厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、本来の2割に引き上げるべきだとの意見で一致したと報じられている。

高齢者世帯の生活は年々悪化しており、年金額を今後さらに減らそうとしている中で、 医療費負担増はその不安をさらに拡大させるものとなる。

将来の高齢者に係る公的医療費を削減する手段として、窓口負担をふやし受診を抑制する方策は、結局、重症化を招き、かえって医療費を押し上げる結果になる。健診の充実、早期発見・早期治療のために受診アクセスをよくすることこそが、国民の健康を向上させ、医療費を抑制する本筋である。

よって、国及び政府においては、高齢者が安心して医療にかかれるよう、次の事項の実施を強く求める。

記

1 70歳から74歳の医療費自己負担1割を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(吉冨英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、 討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(吉冨英三郎君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第5により、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。本件に関しては、当市議会が選出いたしました組合議会の議員であります13名の方々から、6月20日付で組合議会議員を辞任する旨の届け出がなされており、これに伴い、組合議会より当市議会議長に対し別杵速見地域広域市町村圏事務組合規約第7条第2項の規定により、補充議員を選出することの要請がなされております。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は、指名推選による ことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと 思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決 定いたしました。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に、

2番 三重忠昭君

4番 野上泰生君

5番 森山義治君

6番 穴 井 宏 二 君

11番 国 実 久 夫 君

14番 黒木愛一郎君

15番 平 野 文 活 君

16番 松川峰生君

17番 野 口 哲 男 君

10乎 日 士 唐 仁 丑

18番 堀 本 博 行 君

19番 山 本 一 成 君

23番 河 野 数 則. 君

25番 首 藤 正 君

以上13名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において御指名いたしました 13 名の方々を、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名をいたしました 13名の方々が、別杵速見広域市町村圏事務組合議会議員に選出されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員 派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成25年第2回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉冨英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成25年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

_	208	_
_	7.00	_